

第6回 枚方市教育委員会定例会 会議録

開会	平成27年6月26日午後3時00分		閉会	平成27年6月26日午後3時20分			
日程番号	議案番号	案 件			結果		
1	報告第3号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の人事異動について			承認		
2	議案第7号	枚方市学校いじめ対策審議会委員の委嘱について			可決		
3	議案第8号	枚方市立総合スポーツセンター条例施行規則の一部改正について			可決		
4	議案第9号	枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について			可決		
出席委員	議席番号	氏 名		欠席委員	議席番号	氏 名	
	1番	記虎 敏和			番		
	2番	徳永 博正			番		
	3番	山下 薫子			番		
	4番	吉村 雅昭			番		
	5番	村橋 彰		番			
説明員	教育次長	高井 法子		説明員	学校規模調整課長	永田 昌宏	
	管理部長	君家 通夫			学校給食課長	前村 卓志	
	学校教育部長	若田 透			教職員課長	大船 純之	
	社会教育部長	中路 清			児童生徒支援室課長(生徒指導担当)	狩野 雅彦	
	管理部参事	俣野 浩一			児童生徒支援室課長(人権・支援担当)	田辺 元美	
	管理部次長 (参事級)	益田 正治			教育推進室教育指導課長	位田真由子	
	社会教育部次長 (参事級)	森澤 可幸			教育推進室教育研修課長 兼 教育文化センター館長	喜多 一友	
	管理部次長	荻野 晋三			社会教育課長	米倉 仁美	
	学校教育部次長	高橋 孝之			文化財課長	鈴江 智	
	社会教育部次長 兼 中央図書館長	石村 和巳			スポーツ振興課長	井岡 功一	
	児童生徒支援室長	足立 一彦			中央図書館副館長 (課長級)(サービス担当)	松井 一郎	
	教育推進室長	花崎 知行			中央図書館副館長 (課長級)(企画担当)	中道 直岐	
	学務課長 (副参事級)	早崎 由子			記録	教育総務課課長代理	本田 一成
教育総務課長	小菅 徹		傍聴の人数	1人			

○記虎委員長 それでは、よろしくお願いします。

開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

君家管理部長。

○君家管理部長 委員の出席状況について報告します。

本日の会議、全員出席です。

以上、報告を終わります。

○記虎委員長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただ今から平成27年第6回枚方市教育委員会定例会を開会いたします。

次に、本定例会の会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第17条第2項の規定により、委員長において、徳永委員長職務代理者を指名いたします。よろしくお願いします。

それでは、日程1、報告第3号「臨時代理事項の報告」を議題とします。

説明を求めます。

君家学校教育部長。

○君家管理部長 ただいま上程いただきました報告第3号「臨時代理事項の報告」につきましてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。

ご報告いたしますのは、ページ中程の2. 臨時代理事項でございますとおり、臨時代理第1号でございます。

本件は、教育委員会の権限に属する事務につきまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理いたしましたので、教育長に委任する事務等に関する規則第4条第2号の規定により教育委員会に報告し、承認を求めますのでございます。それでは2ページをご覧ください。

臨時代理第1号「職員の人事異動」についてご説明いたします。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成27年5月29日付けで教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

臨時代理の内容でございますが、ページ中程の「平成27年6月1日付け職員の人事異動」の表のとおり、新規採用の任期付常勤職員といたしまして、管理部 学校規模調整課に柳川雅昭を配属するものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第1号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願いいたします。

○記虎委員長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

それでは、報告第3号を採決します。

本件は、承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

続いて、日程2、議案第7号「枚方市学校いじめ対策審議会委員の委嘱について」を議題とします。

説明を求めます。

若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 ただいま上程いただきました議案第7号、枚方市学校いじめ対策審議会委員の委嘱について、ご説明いたします。

それでは、議案書3ページをごらんください。

本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第15号の規定により、教育委員会に議決を求めるものでございます。

本市では、平成26年7月1日策定の枚方市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等の対策を実効的に行うための調査審議を行う枚方市学校いじめ対策審議会を設置しております。

このたび、審議会委員より委員の辞任の申し出があったため、新たに後任の委員を委嘱するものでございます。

1. 委員の解嘱ですが、解嘱委員は池田忠氏で、解嘱日は平成27年6月30日です。

次に、2. 委員の委嘱ですが、委嘱理由は記載のとおりでございます。委嘱委員は選出区分が学識経験者のある者として、京都教育大学教育支援センター教授岡田敏之氏でございます。また、委員の任期は平成27年7月1日から平成28年9月18日までです。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○記虎委員長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

それでは、議案第7号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、日程3、議案第8号「枚方市立総合スポーツセンター条例施行規則の一部改正について」を議題とします。

説明を求めます。

中路社会教育部長。

○中路社会教育部長 議案第8号、枚方市立総合スポーツセンター条例施行規則の一部改正について、ご説明いたします。

表記の件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第16号の規定に

より、教育委員会の議決を求めるものでございます。

改正のポイントですが、春日テニスコートを総合スポーツセンターの一施設として、平成27年10月から供用を開始するため、枚方市議会6月定例議会におきまして、総合スポーツセンター条例の一部改正が可決されました。本条例改正に伴い、条例施行規則を必要な内容に改めるものでございます。

それでは、改正内容につきましては、6ページの新旧対照表でご説明いたします。

第2表に第2項を加え、春日テニスコートの開所時間を（1）4月から10月まで及び翌年3月は午前8時から午後6時まで、（2）11月から翌年2月までは午前8時から午後5時まで、と規定するものでございます。

次に、第6条第1項において、春日テニスコートを指定管理に係る規定から除外し、市の直営で管理運営することといたします。

恐れ入りますが、5ページにお戻りください。

附則におきまして、この規則の施行は平成27年7月1日からとし、本テニスコートの使用予約は同日から行われるようにするものでございます。

以上、甚だ簡単な説明でございますが、議案第8号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○記虎委員長 それでは、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

それでは、質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

それでは、議案第8号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○記虎委員長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、日程4、議案第9号「枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について」を議題とします。

説明を求めます。

中路社会教育部長。

○中路社会教育部長 議案第9号、枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について、ご説明いたします。

表題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第16号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

本日の市議会6月定例議会におきまして、平成28年4月に予定している蹉跎図書館及び牧野図書館への指定管理者制度導入のため、枚方市立図書館条例に指定管理者制度の条項を追加するこ

と及び利用者による図書館資料等の汚損、破損等に対し、災害盗難等のやむを得ない事由がある場合の免除規定に係る条項追加のための条例の一部改正が可決されました。

本条例改正に伴いまして、条例施行規則を必要な内容に改めるものでございます。

それでは、改正内容につきまして、9ページの新旧対照表でご説明いたします。

第1条、第11条第2項、第17条は文言の整理でございます。第19条につきましては、利用者による図書館資料の汚損、破損等に対し、災害・盗難等のやむを得ない事由があると認めるときは、その免除ができることを規定しておりましたが、平成26年度定期監査におきまして、賠償の免除につきましては権利の放棄に該当するため、条例に規定する必要があるとの指摘を受けたことから、損害賠償及びその免除に関する条項を条例に追加したため、規則から削除いたします。そのため、これまでの第20条を第19条に繰り上げするものでございます。

なお、指定管理者制度に伴う施行規則の改正につきましては、現在、調整中でございますので、今後の教育委員会において、改めてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、8ページにお戻りください。

附則におきまして、この規則の施行を公布の日からといたします。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、議案第9号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○記虎委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

それでは、議案第9号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

以上、本定例会に付議された案件は全て議了しました。

これをもって、平成27年第6回枚方市教育委員会定例会を閉会いたします。

署 名

記 虎 敏 和

德 永 博 正
